

一般財団法人どうぶつ福祉 a-hands 保護どうぶつ研究会 会員規約

第1条 この会は、一般財団法人どうぶつ福祉 a-hands 保護どうぶつ研究会と称する。

第2条 この会の事務所は、東京都中野区中央5-14-4に置く。

目的

第3条 この会は、獣医療の知見を活かすことで、人と保護どうぶつが幸せに過ごせるような共生社会を創ることを目的とする。

事業

第4条 この会は、目的を達成するために次のような情報発信、講演会、イベント、コミュニティなどを開催する。

1. 保護どうぶつについての医療手技や治療報告
2. 保護どうぶつ譲渡についての方法論など
3. 保護どうぶつ譲渡における事案や事例の紹介
4. 保護どうぶつの調査研究結果
5. 保護どうぶつについての課題における諸対策などの意見交換

会員（入会資格）

第5条 この会の目的及び事業内容に賛同し、原則、獣医師、動物看護師、動物病院に勤務しているなど、獣医療に携わっている個人とする。

入会手続き（入会方法）

第6条 この会への入会を希望する者は、当法人が定める所定の入会案内に沿って入会の申し込みを行うものとする。

第7条 前項の申し込みが、当法人所定の記載項目、同意項目等を充足したものであるときは、申請者の入会は許可されるものとする。

第8条 会員は、毎年度の会費の前納入を持って資格継続される。

会員の特典

第9条 会員には次の特典がある。

1. 保護どうぶつ研究会が開催する、講演会やイベント等の参加費の割引
2. メールなどによる、講演会のお知らせなどの情報提供の受領
3. 保護どうぶつ研究会が運営する、コミュニティ（SNS グループ等）への参加

年会費

第10条 会員 年会費 ¥3,000 円

第11条 納入された会費は、本規約の第4条第1項各号所定の事業に使用することとし、既に収められた会費は返還しない。

除名

第12条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により当該会員を除名することができる。

1. 違法行為又は著しく反社会的な行為を行うなど、会員としての適性を欠くと認められるとき
2. 当法人の名誉を著しく毀損し、又は信用を失わせる行為があったとき
3. 当法人の事業を妨げ若しくは妨げようとした、又は当法人の事業に関して不正な行為を行ったとき

退会・会員資格の喪失

第13条 会員は次の理由により資格を失う。

1. 退会の申し出があったとき
2. 会員が死亡したとき
3. 会員が除名されたとき
4. 申し込み時に故意に虚偽の情報を提供したとき
5. 入会希望者が本規約に反するおそれが判明したとき
6. 会費の年度前納入がないとき

会費の不返還

第14条 会員がその会員資格の喪失の前に納入した会費については、これを返還しない。

変更の届出

第15条 会員は、登録している氏名、住所、連絡先などの情報について、変更が生じた場合には登録内容の変更をメールにて当法人に連絡すること。

第16条 会員が前項の通知を行わなかったことによる不利益について、責任を負わない。

知的財産権

第17条 当法人が独自に作成して発行する全ての知的財産に関する権利は当法人に帰属する。当法人に権利が帰属する全ての著作物等について、次の各号に記載した行為を禁止する。

1. 無断で他の全ての媒体へ掲載、転載する行為
2. 無断で第三者に開示、提供、漏洩する行為
3. 無断で第三者に譲渡または販売する行為

個人情報について

第18条 会員の個人情報は、個人情報の保護に関する法律及び関連法令に準拠して適切に取り扱い、当法人の個人情報の取り扱い規程（プライバシーポリシー）に従って管理する。

免責

第19条 当法人は、本規約に関して会員に生じた損害、損失、不利益等について、当法人に故意または重大な過失がある場合を除き、一切責任を負わないものとする。

準拠法・管轄裁判所等

第20条 1. 本規約に関する紛争が生じた場合には誠意をもって協議するものとする。
2. 前項により協議をしても解決しない場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
3. 本規約の準拠法は、日本国法とする。

付則： この規約は令和5年9月1日より施行する。